

衆議院 内閣委員会 議 録 第 七 号

平成七年三月十六日(木曜日)

午後一時開議

出席委員

委員長 田中 恒利君

理事 加藤 卓二君

理事 石井 啓一君

理事 江田 五月君

理事 中島 章夫君

相沢 英之君

武部 勳君

虎島 和夫君

塚田 延充君

弘友 和夫君

田口 健二君

松本 善明君

出席國務大臣

國務大臣 五十嵐広三君

(内閣官房長官)

國務大臣 山口 鶴男君

(総務庁長官)

出席政府委員

人事院 総裁 弥富啓之助君

人事院事務総局 局長 武政 和夫君

内閣総理大臣官 房審議官 平野 治生君

総務庁長官官房 長 池ノ内祐司君

総務庁人事局長 杉浦 力君

委員外の出席者

法務大臣官房審 議官 書上由紀夫君

労働省労働基準 局監督課長 長谷川真一君

消防庁防災課長 高田 恒君

内閣委員会調査 室長 菅野 和美君

委員の異動

三月十五日

辞任 弘友 和夫君

同日 大口 善徳君

辞任 大口 善徳君

同日 弘友 和夫君

辞任 鈴木 俊一君

同日 博司君

辞任 鈴木 俊一君

同日 博司君

補欠選任 鈴木 俊一君

同日 博司君

三月十五日

戦後補償問題対策に関する陳情書外七件(北海道伊達市鹿島町二〇の一伊達市議会内菊谷秀吉外七名(第一号))

アイヌ民族に関する法律の早期制定に関する陳情書(宇都宮市埴田一の一〇二〇栃木県議会内吉成健蔵(第二号))

部落差別撤廃に関する陳情書(鹿児島県枕崎市千代田町二七枕崎市議会内上園喜八(第三号))

国民の祝日恒久平和の日制定に関する陳情書(大分市大手町三の一の一大分県議会内友岡春夫(第四号))

行政改革の推進に関する陳情書外二件(神戸市中央区下山手通五の一〇の一兵庫県議会内神戸一全外二名(第五号))

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第七七号)

○田中委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。弘友和夫君。

○弘友委員 新進党の弘友和夫でございます。ただいま議題となっております国家公務員災害補償法の一部改正案に関連して、最初にお伺いしたいと思っております。

今、阪神、淡路大震災、大変な被害が出ておりまして、この被災者の中には当然公務員の方もおられたわけで、報道によりますと、海上保安庁の職員の方が過労死と認定されました。そういうことで、この法案に関連しまして、公務災害の定義と

いいますか、そうしたことに關して政府のお考えをお伺いしたいと思います。

例えば、今回のような災害に對しまして、本人の意思に基づいて有給休暇をとってボランティア活動をやっていられる最中に不幸にも災害に遭われる、そういうような場合はこの災害補償というものが適用されるのかどうか、まずお伺いしたいと思います。

○山口國務大臣 国家公務員災害補償法は、一般職の国家公務員が公務上の災害または通勤による災害を受けた場合に、国が職員の使用者としての無過失責任に基づきまして、職員やその遺族のこ

うむつた損失を補てんするといふものでございませう。このため、国公災法が適用されるには、公務遂行性と公務起因性とを有する災害であることが求められてお存じます。

御指摘の休暇中の職員につきましては、公務を遂行しているわけではありませぬわけで、ボラン

ティア活動が大変有意義な活動であることは私も認めますけれども、ボランティア活動中に被災したという場合は、結局残念ながら、このような使用者責任を前提とする国家公務員災害補償法の体系にはなじまない、こう言わざるを得ないと思

います。

ただ、ボランティアの活動につきましては、いろいろの意味で今意義が強調されておりますので、この点をどうするかということは、これは別個の問題として今検討をいただいておりますこととさせていただきます。

○弘友委員 それでは、今回の場合は災害が早朝に起きまして、国家公務員の方が一たん役所なり何かに行つて、職務命令によって出れば当然職務遂行中という形になると思うのですけれども、役所等に行くまでに、多くの方が災害に遭われているとか、そういうこともあり得ると思つてい

いけませんか、そういうこともあり得ると思つていなければならず、行く途中というか、そういう形のときにはどういふふうなことになるのですか。

○武政府委員 公務上災害が適用される要件は補償法で決めておられるわけですが、要は、その行為が公務と言えらるかどうかということに尽きるわけでありませぬ。したがって、明示の命令をもつてしてなくても、命令をもつてして業務先に行つたといふようなことが言えるような状況でありませぬれば、公務上の災害として認定する余地はあり得る、このように考えております。

○弘友委員 だから、そういうケースの場合に非常に難しい判断になってくると思うのです。今回海上保安庁の方は明らかに過労によるクモ膜下出血だといふことで、今までの例でしたら認定までに一年かかったり、かなりいろいろする、そういうような例があるわけですが、今回は直ちにそ

れを認定されたという事は非常に結構なことだと思えますけれども、それは公務によるものかよらないものか、やはり判断が非常に難しい場合も出てくる。

もう一つは、今の制度の上におきましたら、ボランティア活動の場合には公務災害にならない。これは公務員だけじゃなくて、後ほど公益法人等の問題のときに御質問したいと思うのですけれども、今からボランティアをやっていくという上において、やはりそうした何らかの補償制度というか、災害補償のそういう制度というのが必要になつてくるのじゃないかなというふうに思うわけですね。そうした災害補償制度のあり方について、やはりここら辺で抜本的な検討がなされるべきじゃないか。

そういうことで、総務庁長官、また公務員の補償制度の立案及び実施の責任を負っておられます人事院の方の御見解をお伺いしたい、このように思います。

○五十嵐国務大臣 今回の阪神・淡路大震災は、ボランティア活動の面でも非常に画期的なことであつたと思つております。

これを契機といたしまして、そういう非常に高まつている我が国のボランティア活動に対する諸制度の確立ということも、御指摘のように非常に大事なことなものでありますから、先日来、経済企画庁が中心になりまして関係の十八省庁の担当者でプロジェクトチームをつくりまして、検討を続けているところでございます。御指摘の点を含めて、なるべく早くしっかりと体制を確立したい、こういうぐあいと思つております。

○弘友委員 それでは、そうしたボランティア活動も含めて、災害補償ということの制度が早急に確立されますようにぜひ政府の方でもお願いしたいと要望いたします。次に移りたいと思つます。

ここで、公務員の服務という観点、それから、先日来問題になっております大蔵省と東京協和の理事長の過剰交際問題ということで、公務員の綱

紀肅正の問題等が言われております。それからまた、行政改革で特殊法人の整理合理化等が言われておりますけれども、その特殊法人の整理だけじゃなくて、それに関連する公益法人にやはりこの際いろいろな形でメスを入れていかなければ、特殊法人の整理だけではうまくいかない。これを整理すれば公益法人をいっぱいつくつてみたりまたその子会社をつくつてみたり、同じことになつてしまつていくことがよく指摘されているわけですので、そういう観点から公益法人のあり方についてお伺いしたいと思います。

例を挙げてみますとお伺いしたいのですけれども、新聞報道によりますと、法務省の東京入国管理局から、外国人芸能人招へい業者協会というのと国際アーティスト友好ホテル協会という二つの任意団体に現職の職員を派遣していたという点と、それから、入国を許可されていない外国人の方のブラックリストのチェックも認めていた、そういうような報道がなされているわけですね。今国家公務員の削減というのが言われております。しかしながら、派遣された入国管理局の職員が増大するというところで定員を増加しているわけですね。まさか、そういうところへ派遣するために増員したのではないと思つても、そういうことについては、まずこの報道の事実関係についてお伺いしたいと思います。

○書上説明員 お尋ねの件でございますが、この外国人芸能人招へい業者協会、これは任意団体でございますが、私どもの地方入国管理局からこの協会に職員を派遣させてその協会の業務を行ったというようなことはございません。

ただ、この協会は、協会加盟の会員が入国管理局に外国人の各種申請を行う際に、協会として申請書類の事前点検をするということになっております。申請書類が、不備がなく完全なものである、あるいは記載事項に漏れがないかというようなことが事前に点検されて来るということ、本番の私どもの申請の際に、申請を受けた後の審査

が極めて迅速かつ適正に行われるということを意味しておりますので、そういう意味から、業務の適正合理化を図る上で極めて有意義なことであるという趣旨のもとに、この協会の立ち上がり一時期におきまして、要請を受けまして職員を協会に派遣させ、その事前点検の適正な書類の作成方について指導を行ったことはございませ

しかしながら、今回このような指導方法が報道で指摘されたような誤解を招いた点もございませぬので、このあたりをさらに検討を深めまして、このような誤解が生じないような対応をまいりたいと考えております。

○弘友委員 誤解というよりも、今から御質問しますけれども、じゃこの二団体の概要、設立の目的だとか業務内容、役員構成、それから法務省のOBの数、役員、それから会員数とか、また指導するために派遣されたと言いましたけれども、じゃ何人の職員の方が、だれの命令で、いつからいつまで、どのような目的で、目的は今指導と言いましたけれども、どういふことで派遣されたのか。また、報道された以外にも職員を派遣した事実があるかどうかということをお伺いしたいと思います。

○書上説明員 お答え申し上げます。

この外国人芸能人招へい業者協会といふのは、昨年の二月か三月ころに外国人芸能人を招聘する業者によって自主的に設立された任意団体でございます。その目的は、外国人芸能人招聘業者の質的向上を図り、外国人芸能人の円滑な受け入れと秩序ある活動に関する必要な事業を行い、国際的な相互理解及び国際交流の健全な発展に寄与することを目的とされております。

お尋ねの、この協会に私どものOBがどれほど採用されているかということでございますが、これは、立ち上がり当初は二名ほどこの協会に採用されているということを知っております。

また、この協会に東京入管の方から職員を派遣させたというその詳細の

お尋ねでございますが、私も承知している限りでは、二名の職員を派遣したと聞いております。一名につきましては昨年の六月の初めころから七月中ころまで、もう一名については同じく昨年の六月初めころから六月の末ころまでということでございます。後者の一名につきましては、さらに七月に入りまして若干の期間、時間を見て、要請を受けた都度、事前点検の指導に出向いたことがあつたというふうに報告を受けております。

○弘友委員 今の御答弁ですと、いかにもその二つのグループが任意の、任意というか民間の発意でもって自然的にできたというような印象の御答弁だったのですけれども、私はそうじゃないと思つたのです。

この報道によりまして、一昨年の十二月に「入管と語る会」というのが開かれ、法務省の役所の方も出席された。その案内状も入管の窓口というか、そこら辺で配つて、もらった方はみんな集まつて、そこで将来的にはこういう公益法人をつくりたいという話があつた。そして、これはおたくの方からいただいた外国人芸能人招へい業者協会と国際アーティスト友好ホテル協会の規約というのですかね、これを見ますと、名称は違ひますよね、名称はそれぞれあるわけですね。

ちよつと読んでみますと、「目的」は、「我が国における」ということから「外国人芸能人」まで一緒なんです。ね、「招へい業者」というのと「出演ホテル業者」というその部分だけが違つて、あとは全部「外国人芸能人の円滑な受け入れと秩序ある」と云々という目的も一緒なんです。一字一句違ひないんですね。「事業」も、「組織」も全く一緒なんです。「運営」は、ホテル協会の方は入会金二十万円で年会費が六万円、芸能人招へい業者協会の方は入会金二十万円で年会費十二万円と、六万と十二万の違いがあるわけですね、あとは(2)、(3)、全く一字一句違ひないで同じで、所在地が違ひ、こういうような二団体です。

これは私は、任意でもって自主的にそれぞれの

団体ができたというのではなく、法務省の方でやはりこれは呼びかけをして、将来的にはこういう公益法人をつくりたい、その前の段階としてこういう団体をつくりたいという呼びかけをしてつくったものと思えないわけですね、これは今問題になっている、そこで天下り先を確保しようということじゃないかと思うのです。

それで、その任意団体に、今御答弁がございましたように、昨年六月ごろから、一人の方はほぼ毎日です、九時から五時まで、もう一人の方は週に二回ですね、派遣していた。それが九月ごろまで続いている。

そこで、きのうも法務委員会でこれは答弁があつて居るのです。法務大臣は、今後改めるとともに処分についても考えたいという答弁をされておられますけれども、例えばその職員の方が二名、任意の団体に派遣された。これは国家公務員法の第百一条、公務員は、「法律又は命令の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、政府がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならぬ。」いわゆる職務専念義務、これは素直に解釈しますと、今回のこうした特定団体に対する職員の派遣というのは規定に反する行為ではないかな、百歩譲つても余り好ましくないのではないか、こう思うわけですね、そういうした公務員の人事行政というものを、公正の確保という意味から御答弁をひとつお願いしたいと思います。

○武政府委員 たいだいま先生からお話がありましたように、国家公務員は、当然のことながら、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務する、そして職務に専念する義務があるということになります。要は、本件の業務は公務として行われたのかどうかということになります。

先ほどの話を伺っておりますと、法務当局として、点検指導という業務につきましても公務としてという認識のようでありますが、もしもその

ようでありましたら百一条の専念義務違反にはならないということになります。

○弘友委員 では、法務省の方にお尋ねします。これは公務として派遣されていたということですね、命令によつて。

○書上説明員 先ほどお答え申し上げましたが、この協会で行う事前点検という作業が、入国管理局で具体的な申請がされた際の書類が整備されているかされていないかということは、申請を受理した後の審査が極めて迅速かつ適正に行われるということになるわけでございますので、そういう意味で、事務の適正かつ合理化ということで、業務上の重要な公務の一環であるということで、業務の一環として出向かせて指導に当たられた、こういうことでございます。

○弘友委員 意味はわかるのですけれども、こういう例はたくさんあると思うのです。まあ行政補完型というのですか、行政の手をとらないでその事前点検にいろいろなことをやっておけばいい、そういう例はある。

だけれども、じゃ、そうした民間の会社とか団体がせめてくれという要請があれば全部行かれますか。そういう団体、全業界を集めて例えば講習会をやるとか、それだったらわかるのです。だけれども、一つの団体にわざわざ職員を二カ月も三カ月も派遣をして指導をやらせるというわけ、要請があつたら全部にこたえますか。例えば法務省の入管事務なりそういうものを簡略化する、そういう民間の会社がある、団体がある、そういうところへ全部そういう指導に行かせるか。

○書上説明員 そういう要請があつた場合に、全部職員を出向かせて指導に当たることが出来るかどうかということ、私どものそのときにおける職員の勤務の繁閑の状況、それから要請があつた内容、また要請した団体がその業界でどの程度の業務的なウェイトを占めるかというようなことによつて総合的に考慮しているわけでございます。ですから必ずしも、民間の企業から頼まれて、行

かないと一概に言うわけにもまいらないわけでございます。行く場合もあろうかと思ひます。

特にこの外国人芸能人招へい業者協会といひますのは、外国人の芸能人を招聘する業者の団体でございます。現在、二、三数年を見ますと、こうした芸能人につきましては、私も入国の際には興行という在留資格を与えているわけでございますが、年間おおよそ七、八万人の方が入国されているわけでございます。そして、この協会が扱うような対象の芸能人、これは年間大体四、五万ぐら

いおられるわけでございますが、そのうち、この協会がもうほぼ一年ぐらゐ実績があるわけでございます。この協会に属する業者の申請件数というのはこの約一年間の間に一万三、四千ぐらゐあるわけでございます。

そうしますと、私どもがこの分野でこの協会の会員から占める申請件数の割合というのは、あながちそうそう低いものではない。ここが非常に精度の高い事前点検をやつていただけるといふことは、私どもの審査において大変合理化が進む、こういう趣旨で先ほど来申し上げたような指導を行つてきた、こういうことでございます。

○弘友委員 だから、意味はわかる。じゃ、合理化が進むのであれば何をやってもいいか、便利になるから、非常に法務省の手を省けるからいいかというところが残ると思うのです。

これは団体の方も認めておりますけれども、要するにブラックリストですね、これを法務省の職員以外の方にチェックさせていた。これは私は明らかに公務員の守秘義務違反というものに当たると思ふのですけれども、そのチェックさせていたかどうかということ、これは守秘義務違反になるのではないかと思ひますけれども、両方の御答弁をお願いします。

○書上説明員 今お尋ねのブラックリストのチェックといひますが、具体的に言ひますと、ブラックリストが検出されるキーボードをたたかされた、こういうことになるわけでございますが、これまでの調査によりまして、東京入管局、大塚多忙でござ

います。そこで、この協会の職員が出入りした際に、職員管理のもとでたいたいてもらったというような実態はあつたようでございます。

このブラックリストの検索というのは、私ども、本来的に官側でやらなければならないということでは十分承知しております。そういう意味におきまして、このブラックリストのキーボードをお手伝いさせたということにつきましては、これは何とも申し開きのできないことであつたと考えております。

先ほど来申し上げましたように、この協会の目的、性格等を過大に期待したために、事務合理化の観点からこの団体にやや依存し過ぎた結果そういうことが生じたのではないかと思つております。言うまでもなく、ブラックリストというのは個人のプライバシーの問題でございますので、許されることではございません。即刻これは改善するよう指示したところでございます。

そういうことで、私どもも、今回のこの団体につきましても、可能な限り私どもの事務合理化に資するものとして官と民との協力関係がでないかということを図つてきたわけでございますが、現在、詳細を徹底して調査中でございますけれども、やや行き過ぎな点があつたのかということもござ

いますので、詳細が判明次第、改めるべきところは速やかに改めて、再び誤解を招くことのないような対応措置を講じてまいりたい、かように考えております。

○武政府委員 公務員法には守秘義務が定められておられるわけですが、その場合に、何を秘とするか秘としないかというのは法務当局の指定の問題でありますから、それに該当するかどうかということによつて義務違反が生ずるかどうかということになつてまいります。

○弘友委員 先ほどは、要するに事務を合理化するというか、非常にこれはすばらしい団体だ、こう言われて、今の御答弁では、過大に期待をし過ぎた。キーボードをたたかした。要するに、天下りのOBの方が団体それぞれにおられる、そういう

ところからこれは始まっているんじゃないですか。そこら辺のけじめというのがなくて、職員の管理のもとでキーボードをたたいてもらった。職員がいるんだたらその人がたたいてほしいわけじゃない。その人はキーボードをたたいたのをじっと見ていて、多忙だったからたたいてもらって、そんな言いわけが通るはずがないわけですよ。

また、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護に関する法律、こういう法律がありますよね。それには、今言われたようなブラックリストというか、外国人のそういう個人の情報にかかわるものは載せないでいい。閲覧を求められても、これは個人の情報を保護するためにそれは載せないんだというそういう法律がありますよね。そういうのに違反するのじゃないですか。法務省の方ですか。

○書上説明員 このブラックリストの中に入っております資料が、私どもも出入国管理をする上でかなり重要な資料であることは間違いないと思います。端的に申し上げると、出入国する際に、入国を拒否するような方のお名前が入っているということでございます。それをキーボードから検出するわけでございますので、外国人個人の方の相当重要なプライバシーに属するものであるということとは十分承知しております。

なお、これが国公法上の秘密に当たるかどうか等々の点につきましては、現在私どもの省内で目下検討をしているところでございます。

○私友委員 今重要な書類ではないと言われたんですか、重要な書類だと言われたんですか。(書上説明員「重要な書類」と呼ぶ)だから、そういう重要なものを民間の人が扱ってしまうのが問題だ。法務大臣は、きのうの段階では処分も考える、このように言われているわけですよ。じゃ、それはどういふものに基づいた処分になるのか。今から検討されると思いますけれども、ほかにそのブラックリストの点検、例えば法務省には財団法人入管協会とか、また国際研修協力機構、重要なものもありますけれども、そういうところでは

やってないのですか。

○書上説明員 両団体、これは法務省所管のものとして法務省及び他省庁共管の財団でございまして、そちらの点につきましては詳細に調査はしていないわけでございますが、私が承知している限りでは、法務省単独所管の入管協会の関係では、ブラックリストのキーボードをたたかせた事実はないというふうに聞いております。

○私友委員 法務省が指導して将来こういう公益法人をつくるんだということ、それが天下り先になるからつくるんだということももちろんないわけですが、目的があるので、行政の補完的あれをするんだということ、公益法人をつくる例というのはたくさんあるわけですね。そういうことが果たして無制限に許されていいのかどうかということが、今から御質問しますけれども問題になるわけですよ。

そこで、例えばこれに入ったらこういうメリットがありますよ、メリットがないとそういう会には入らないわけですからね。通常であれば東京だったから三カ月かかる、地方だったら一カ月半か二カ月かかる、そういう審査を、その協会を通せば半分ぐらいになるというメリットをうたい文句に入会をさせているわけですよ、お金を取って、総務庁長官に伺いますけれども、昨年から行政手続法が施行されて、公正、透明な行政というか、本当に平等な行政というのを目指してやっているわけですよ。それが、こちらの会に入ったらその手続が半分になりますよというか、実態上もそうなのではないか。これは明らかに行政手続法上の問題があるんじゃないか。そうすると、それが法務省の役所の方もたくさん入り、公益法人になつていく。今度はここを通さなければこつちの方はもう受け付けませんよ、事実上受け付けないというか、もう時間もかかりますよということ、全部がこの会に入らないといかないということになるかと思うのですよ。そういう点について、総務庁長官はどういうふうに考えられますか。

○山口國務大臣 御指摘のように、昨年施行いたしました行政手続法、行政手続の透明化ということとを確保するためにいたしました法律であることは御指摘のとおりだと思います。

問題は、それと、今御指摘になりました公益法人との関係がどうか、こういう問題でございまして、公益法人の問題についてはいろいろ問題もありますので、この点につきましては、休眠法人は速やかに廃止をするとか、あるいは公益法人につきましてもその業務の内容その他を関係省庁が適切に把握をして、そしてこれが御指摘のようないろいろな意味での問題を起さないようにするとか、こういうことについては、官房長官、総理府を中心にしたしまして関係省庁でその扱いについては対処をいたしておる、こう承知をいたしておるわけでございます。

したがって、総務庁としましては、行政手続法が有効に機能していくことを期待しておりますわけでございます。これと法務省所管の公益法人との兼ね合いについてどうかというところは法務省がお考えになることであるし、また、全体的には総理府が対処している問題であるというふうにお答えをいたす以外にはございません。

○私友委員 今私がお聞きしたのは、行政手続法上からいって、今は任意団体ですが、この会社なり団体を通してくれば早いですが、今まで手続が三カ月かかったものが半分です、それが、どうなれば遅いですが、こういうことがいいのかわかるといふことをお伺いしているわけですよ。

○書上説明員 私どもの業務の事実に関する御質問も前提としてございますので、その点を補足的に御説明させていただきますように、この協会が先ほど来御説明いたしましたように、この協会が事前点検をやっておるわけでございます。事前点検をやるといふことは、当然のことながら、受理後に少なくとも書類の形式的な不備は非常に少ないわけでございます。そういうことをわからずに申請をさせていただきますと、この書類が足りないと改めさせていただきますという形で、当然のことながら

ら審査期間は長期化するわけでございます。そういう意味で、結果としてある程度審査期間がスピードアップ化するということは当然生じ得るものと考えているわけでございますが、それをキヤッチフレーズとしてやっているかどうかということについては、私ども承知していないところでございます。

なお、御案内のとおり、私どもも出入国管理行政は、この興行という分野だけではございまして、出入国をする外国人全般の申請を取り扱っているわけでございます。かねてから審査期間が長いのではないかと、いろいろな御指摘を承らるから本格的に審査のやり方を改めまして、簡単に言いますと、簡単なものは一、二週間をめぐり、難しいものは長くとも二月、中間的なものはその中間くらいに処理するようにという新たな審査方式のもとで、そういう意味でこの団体を含む審査案件、全般的に容易な案件についてはかなりスピードアップが図られてきているのではないかと、思っておりますので、その点はひとつ前提問題として御理解をお願いしたいと思います。

○私友委員 時間がなくなりました。公益法人全体のあり方というが、今問題となっておりまして行政改革の例えは特殊法人、先ほど申しましたように、特殊法人を整理合理化してもそういう公益法人に移っていくというか、そういう状態になれば、何のための行政改革なのかという問題になるわけですよ。

ところが、現状は、今まで行政監察等でもいろいろ指摘されているわけですよ。これは六十年九月十日にいろいろ指摘されているわけですね。その指摘をされている部分については、中間法人制度の創設だとか、そういう問題についてもまだ、先ほどのボランティアにかかわるようなそういうものも全く結論が出ていないわけですよ。それで、どんだん公益法人もふえていっている。先ほど総務庁長官がお答えになったように、休眠法人だとか

そういうものもある。それが売り買いされているような実態も報道されており、公益法人の定義だとかいろいろなことを整理していかないと行政改革そのものがしり抜けになってしまうという危惧から、今お聞きしようと思いましたが時間も時間が参りましたので、最後に、官房長官と総務庁長官に、そうした公益法人の役割とこのように位置づけられて、今後どういうふうに取り扱われるのか、お二人に決意をお伺いいたしまして、質問を終わりたいと思います。

○五十嵐国務大臣 公益法人の場合は、特殊法人と違いましていわば民間の発意で設立されるものでございますが、しかし、その適正運営という意味では御指摘のようなさまざまな点があるかと思っております。今これらについても鋭意努力をしております。

去年の十一月に、いわゆる休眠法人の整理の促進、それから公益法人設立の本旨に沿ったものであるかどうか、さらに行政の代行的な機能を果たしているものについてその役割と事業運営及び国の関与のあり方などが適正かどうか、この三点について見直しを行っていただくところでございます。その概要といたしましては、休眠法人では全体で三十一法人、それから見直しの必要な法人数は六法人ということになっておりまして、これらにつきましては各省庁で早急に整理をしようということになっております。さらに、行政の代行的な機能を果たしているいわゆる指定法人が百三十二法人ございまして、その役割、業務運営及び国の関与のあり方等について一応各省庁からは適正であるという報告をいただいているところでございます。

また、今回、それぞれ整理するなどとされた法人以外の法人につきましても、さらなる見直しをしていこうということで指示をいたしております。殊に新設法人の抑制につきましても基準を明確にしようということで、今月いっぱいにはその基準を取りまとめたい、こういうぐあいに考えてお

りまして、原則として余り公益法人を、殊に御指摘のように役所の都合で新設をしていくというふうなことは抑制をしっかりとさせていただこうという考え方で、間もなく基準が告示できる段階ではないかと思っております。

○山口国務大臣 公益法人全体に対する所管は総務府がいたしておりますので、今官房長官からお答えのあったとおりであります。

総務府としましては、今回、特殊法人の整理合理化、すべての法人についてその見直しをしたわけでございますが、そういう中で、特殊法人によりましては、子会社でありますとかあるいは所管の公益法人とかいうものにさまざまな仕事をさせているというようなもの、なまにしもあらずでございます。これら問題につきましては、きちんと点検をして対処するということも過般の閣議決定で決定をいたしているところでございます。

○弘友委員 今月いっぱい公益法人も基準が明確になるということでございますので、ぜひそういう点も含めて、政府におきましては対処していただきたいと思います。

終ります。

○田中委員長 次に、松本善明君。

○松本(善)委員 最初に、法律案について質問をいたします。

今回の改正案の特徴は、公務災害あるいは通勤災害で被災した職員で、自宅で常時または随時介護を必要とする重度の被災者に対して、介護に要した費用を補てんするという介護補償制度を創設するということにあると思っております。私たちがこの点、補てん額は不十分という問題はありますが、評価ができるかと考えております。

つまり、これまで介護料は福祉事業の一環として支給をしてきたわけですが、今回の改正によって、介護料の法的性格が介護補償に変わります。補償という意味は損害や費用を償うということですから、介護に対して国が負う責任は福祉事業とは大きな差があります。国の介護に対する法的性格はこの改正によってどういふふうに変わる

ことになるのか、お答えをいただきたいと思っております。

○杉浦政府委員 それでは、実務的なことでございますので、大臣にかわりまして私の方から御説明申し上げます。

今回の改正で介護補償制度を創設いたしました趣旨につきましては、おおむね先生の御指摘のとおりでございます。もうちょっと申し上げますとすれば、原則として民間の労災保険制度における改正に合わせてはありますが、現在の福祉施設の一つとして、人事院規則に基づいて支給されております介護料を法律上の補償措置として位置づけました。そして、その内容の改善も図るというところでございます。

具体的にはどう変わるかということでございますが、介護料は、国が裁量によって付加的に行っております現在の制度から補償という点にいわゆる格上げをされたわけでございます。そして、法律上、当然に発生する被災職員の権利として位置づけられたわけでございます。

逆に、国の側から申し上げるといたしますと、介護補償になることによりまして、国は、法律上の支給の義務を負う。被災者によりましては、権利として主張し、国によりましては、義務としてそれに対応するということでございます。

○松本(善)委員 介護補償制度の創設は、障害一級、二級で常時介護を必要とする人あるいは随時介護を必要とする人に対して、民間事業者に介護を依頼した場合にかかった費用の補てん、また、家族が介護した場合には定額が支給されることとなるわけであります。

常時介護と随時介護の補償額はかなり違います。常時介護と随時介護の区別が問題になってくるわけでありまして、この区別をどのような基準で行うのか、この際確認をしておきたいと思っております。お答えいただきたい。

○武政府委員 常時介護と随時介護の区別でございますが、常時介護でございますが、常時介護とは、

通常それぞれの人が生活するに当たっての生理的な、基本的な動作、例えば、食事する、用便、入浴、衣服を着る等の動作に他人の手助けを常に必要とする状態というふうにご考えております。また、随時介護につきましては、食事、用便等の動作を多少自力で行うことができるが、その他については他人の助けを必要とする状態というふうにご考えております。

いずれにしましても、この辺の判断につきましては、各省庁におきまして公平に運用される必要がありまして、障害の状態を、日常生活活動能力につきまして把握する努力を客観的かつ具体的に判断できるような、そういった努力をするために、まずは、施行日まで若干間がありますので、それまでの間、統一的な運用基準を検討してまいりたい、このように考えております。

○松本(善)委員 次に、今回の介護補償制度の創設で、その対象者がどの程度広がるのかという問題であります。

現行の介護料の支給は、人事院規則一六一三の十四条の二で規定をされております。「せき髄その他神経系統の機能若しくは精神又は胸部臓器の機能の著しい障害により傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者のうち」の常時介護の場合ということになっております。

今回の規定の改正では、人事院規則で定める程度のもので、常時または随時介護を受けている期間、介護補償を支給するとなっております。人事院は、規則でどの程度のことを予定しておるか、また、そのことによって対象者はどのような被災職員にまで広がるのか、お答えをいただきたい。

○武政府委員 平成六年十二月現在でございますが、現行の福祉施設として行われております介護料の支給人員、これは先生お挙げになりましたけれども、傷病、障害等級第一級のうち、しかも脊髄損傷により常時介護を要する者であります。私どもとしては四十六人でありまして、これを拡大されることになっております。

傷病、障害等級第一級または第二級に該当し、常時または随時介護を要する者。ただし、入院中の者につきましては、そちらで介護を受けるということになりますから除きますが、私どもとしては八十人程度、介護補償の対象者としてはこの程度が見込まれるのではないかと、いふうに考えております。

○松本(善)委員 次に、介護補償の補てん額についてであります。

これは人事院規則で決めることになるわけですが、私どもが受けました人事院の説明によりますと、障害一級で民間事業者の介護補償限度額は月額十万六千二百円、家族介護の場合はその半額、五万七千六百円の定額となっております。その根拠は、外部看護の場合は被爆法との横並び、家族介護は平均的なパートタイマーの賃金九十三時間分のものであります。

しかし、実際の介護料の水準は、日本臨床看護家政協会の資料で見ると、ホームヘルパーの場合では、午前九時から午後五時まで勤めて基本給は八千六百円、一時間当たりの時間外当たりの手当は千三百四十円となっております。一月、二十五日で基本給で計算すると二十一万五千円になります。実際はもっと多くなると思いますが、介護補償は、大まかに言いますと、この半分でありま

す。この水準は、実際より低いと思いますが、それでも実際の額の半額の水準であります。介護補償制度の創設と銘打ったわけであり、それから、もう少し実態に合わせた水準が必要だと思

いますが、実際の介護料の水準に介護補償の額を近づける、そういう努力が必要ではないか、このことは人事院総裁に方針として伺いたい。○弥富政府委員 お答えを申し上げます。

今後のことを考えますと、やはり高齢化あるいは核家族化それから女性の職場進出の進展等に伴いまして、家庭において十分な介護を受けることの困難な被災職員が増加して行くことが予想されるのでございまして、重度被災職員の介護サービスの利用が進むことが見込まれるところから、介護補償制度施行後の支給実績あるいは他の制度との均衡を見守りながら、介護補償の額については適宜検討を行ってまいりたい、そのように考えております。

○松本(善)委員 やはりこの努力を一層やるべきだということ強調して、次は、今問題になっております二つの信用組合との関係で、大蔵省幹部の処分問題に関して質問をいたします。

これはマスコミでも、「民間接待は常態化」している、「問われる大蔵体質」とか「大蔵官僚の接待漬け」とか、あるいは「国民大いに笑う 大蔵省の「訓告」処分」とか、民間で起こればこういうことは本当にこんな程度では済まないのではないかと、いうのが大方の世論ですね。これは人事院にまず聞いて、最後に総務庁長官にお聞きしたいので、総務庁長官、よく聞いておいていただきたいと思

います。東京協和の高橋前理事長から海外旅行、ゴルフ、飲食の接待を受けたということで大蔵官僚六人の処分が発表された。甘い処分だということで、今申しましたように社会的な批判を浴びております。これは当然であります。田谷東京税関長と中島主計局長の二人を訓告処分にして、監督責任者四人を嚴重注意処分にしたということでありま

す。人事院に確認をしておきたいのですが、まず、懲戒処分というのは、国家公務員法のコメントンタールによりまして、「公務員の義務違反ないし非遵行為に対し、国が法律に基づいて、公務員関係の秩序維持のために制裁を科すること」として、三つばかり確認したいのですが、三つ並べて言いますから聞いておいてください。今のが一つ。

二つ目は、懲戒処分の種類について、国公法八十二条では、国家公務員の懲戒処分について、「懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができ」と規定しております。三つ目は、懲戒処分は法律に基づいてのみ行うことができるのであって、法律に基づかない懲戒処分はできない。

この三点、そのとおりでいいかどうか、人事院に確かめたいと思

います。○弥富政府委員 ただいまの御質問でござい

ますが、第一点の懲戒処分の性格、これは今委員御説明のとおり、コメントンタールその他におきまして、懲戒処分は、公務員がこうした義務に、義務が国公法に規定されておるわけでございます。国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、服務規律を遵守し、全力を挙げてこれに専念するというように規定されておりますから、懲戒処分は、公務員がこうした義務に違反した場合に、公務員関係における秩序を維持するため、国が職員に対し、その秩序を乱す法定事由に該当する行為に科する行政上の制裁である、懲戒処分を受ける職員の責任を問

い、戒めることを本質とするものであるということでございます。それから二番目の、種類はいかんと、八十二条に規定されているとおりでございます。それから三番目の、懲戒処分は法律に基づくか、それで行えないものと理解してよいかということでございます。懲戒処分は、御承知のとおり、職員の義務違反に

対しまして、公務員関係の秩序を維持するために行政上の制裁でございます。懲戒処分とも言われておりますが、職員に対しては不利な処分でございますので、法定事由に限り公正に行われることになって、そのとおりでございます。○松本(善)委員 今回の田谷、中島氏への処分は訓告ということでありますが、訓告というのは懲戒処分ではありませ

ね。○弥富政府委員 訓告は、国家公務員法八十二条の懲戒処分に該当するものではございませ

んが、「職員に対し指揮監督の権限を有する上級の職員が、当該職員の職務履行の改善向上に資するため行う訓諭その他の矯正措置」、これは法制意見で出ておりますが、と解されてお

り、各省限りで運用されているものと考えております。○松本(善)委員 武村大蔵大臣は、訓告処分について、嚴重処分とか最高の処分とかいうことを言っておりますが、訓告というのは何ら制裁的な内容を含ませない処分なんですね。法律に基づかない、懲戒にも当たらないのです。法律書でも、「懲戒処分とは、その本質を異にするものである」と。法律に基づかないものでありますから、これはもうはっきりして

おります。大蔵大臣は、田谷、中島氏は法律違反でないから法律に基づいた処分をしなかったと言っているのですが、これもはっきりさせてお

きます。自家用機での香港旅行招待やゴルフ、飲食を受けるのは、大蔵省の高級官僚だからなんですね。一般の人ではそんなことはあり得ないです。したがって、国公法に明確に反していると思

「この法律又はこの法律に基づく命令に違反した
場合」と、それから二番目に「職務上の義務に違反
し、又は職務を怠つた場合」に加えまして、問題の
三番目でございまして、「国民全体の奉仕者たる
にふさわしくない非行のあつた場合」を挙げてお
るわけでございまして。この三号でございまして、
先ほどから申し上げておりますように、公務員が、
国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤
務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げて専
念するという公務員の理念ないし本質に反する非
行を懲戒事由として規定したものでございまして。
さて、そこで、何が非行であるかは一般の社会
通念によって判断するほかはないわけではござい
ますが、必ずしも違法な行為、法律違反の行為に
限定されるものではないとされておると理解をして
おります。これまでに懲戒処分が行われた具体的
な例として、収賄等の職務に関連した違非行為、
あるいは純粋に私行上の行為でございまして、
例えば傷害行為等はこれに該当するといふふう
にされております。

○松本(善)委員 法律書では、例えば佐藤、林、高
辻さん編の「法令用語辞典」では、八十二条の「非
行」については、「一般的には、不正な行為又はよ
くない行為といった意味であるが、法令用語とし
ては、その人の社会的、法律的地位にふさわし
くないものとして社会通念上非難されるべき行為
又は非行をいうものとして用いられ、必ずしも
違法な行為であることを必要としない。」「具体的
な場合に、ある特定の行為が非行に該当するかと
うかは、その者の地位、その行為を行うに至つた
経緯、その行為が社会に及ぼす影響等すべての事
情を考慮し、健全な常識に基づいて慎重に判断す
べき。」「この八十二条の「非行」といふものは、必
ずしも違法な行為であることを必要としないとい
うことを言っております。

今の人事院総裁の答えがそれに当たるかどうか
ちよつとあいまいであります。少なくとも、違法
でなくとも非行といふことがあり得るといふこと
であります。まさにそのようなものであろうかと

思います。先ほどの確認でも、この訓告処分とい
うのは懲戒処分にあたらない。私は、大変軽い、こ
ういふ処分そのものがやはり公務員の規律という
点では非常に甘くて、これではだめだと思ひます。
総務庁長官はこういう関係の担当の大臣であり
ます。私は、総務庁長官がこの処分についてどの
ように思つておられるか、明確にお答えをいただ
きたいと思ひます。

○山口國務大臣 お答えいたします。
信用失墜の行為に当たるか、あるいは全体の奉
仕者にふさわしくない行為であつたかどうか、こ
れらの個々の具体的事例は、任命権者であります
大蔵大臣において判断すべき問題であつて、その
判断に対して、私が個々の具体的事例について判
断することは控えたいと思つております。

ただ、今回の大蔵省の職員行動に關しまして、
国民の皆さんから強い御批判があるといふことは
私も承知をいたしております。そういう立場から、
実は、昨日閣議がございまして、閣議後の懇談
会におきまして、私の方から、この際、やはり国民
の批判にこたえて綱紀粛正を一段と厳正に行うべ
きである、各省庁においてはその点を十分配慮し
て対処してほしいといふことを申し上げておいた
次第でございまして。

○松本(善)委員 終わります。
○田中委員 次、岡崎宏美君。
○岡崎(宏)委員 質問に入ります前に、いろいろ
慣例はございしますが、超えて無所属の私に
質問の時間をお与えいただきましてことに、委員
長初め委員会所属の同僚の皆さんに感謝を申し上
げたいと思ひます。ありがとうございます。
今回提案をされております国家公務員災害補償
法の一部を改正する法律案につきましては、私は、
まだまだいろいろ問題点はあるものの、しかし要
望が強かつた介護補償制度が創設される、この
ことが含まれたことを評価して、この実現に
賛成をしたいと思います。その上で、しか
し、つい私たちは結果に対してどう対処する
かといふことを求めがちでありますけれども、根

本的には私たち公務員の職場あるいは民間の人た
ちの職場で災害をなくす、この予防に全力を尽く
すことがやはり第一義ではないかと思ひます。
それで、この間ずっと宿題にもなつております
けれども、公務員の職場で災害を予防するあるい
は職業病の発生を予防する、その対策についてこ
れからどのように力を尽くしていくか、まずお聞
きをしたいと思ひます。

○武政府委員 災害ができるだけ起こらないよ
うにするという、先生全く御指摘のとおりだと思
ひます。私どももそのように努力をしてみたい
と思ひます。
公務災害あるいは職業病予防の対策にかかわる
ものとしては、国家公務員の健康管理及び安
全管理にかかわつてまいります。これにつきま
しては、人事院規則一〇一四、職員の保健及び安全
保持という規則を制定しております。ここで一
元的に規定をしております。

特に、御指摘のいわゆる職業病に關しましては、
例えば七条「継続作業の制限等」という規定が
ございまして、ここでは、打鍵作業等身体に特別
の負荷がかかる作業については、作業の継続を制
限する措置を講じなければならないといふたよう
なものを定めております。また、業務上特有の疾
病の発症の危険性が懸念される、いわゆる危険有
害業務につきましては、有害物質の取り扱いの制
限あるいは作業環境の調整の措置を講ずるほか、
特別の健康診断を実施し、健康障害の発生防止の
ための措置を講じるといふようなことも定めてお
ります。

各省庁は、これらの規則に基づきまして職員
の健康の保持及び安全の確保のために必要な措置を
講じている義務を負つております。私どもも人事院と
しまして、そういった確な実施を図るために、
随時その実施状況等につきまして監査を行い、指
導を行つております。
また、最近の話題性のあるものを例示しますと、
OA化がございまして、これに關連しましては、V
DT作業従事者の環境管理、作業管理、健康管理

の基準を定めまして、総合的にそのような業務に
かかわる健康障害防止対策を推進するといふたよ
うなことも講じております。
今後とも、こういった努力あるいは業務とい
つたものにつきまして、よく内容を周知するとも
に、災害の減少に向けて努力をしてみたいとい
ふふうにも思つております。

○岡崎(宏)委員 起きてからより起こらないこと
をいふことで全力を挙げていただきたいと思
ひますが、しかし不幸にして、これは現実の問題
として、実際にまだ災害は発生している。あるい
は、最近では公務員の職場でも、過労死と言われ
るようなものが発生することがあるわけであ
るが、その際に問題になりますのは、公務上か公務
外であるか、この審査、認定なのです。
これをできるだけ迅速にということも、これは
ずっと検討の課題になっておりますが、私は、こ
れは提案をしたいと思ひますが、今の申請の方法
は、被災をした者あるいはその遺族が、この労働
者はこのような条件のもとで、業務がもとで病氣
をした、あるいは死亡したといふことを申し立て
る。そして、それを申請する側が証明をすること
によつて審査に入っていくわけですね。これは非
常に、被災をした者あるいはその家族にとつて極
めて困難な作業でありまして、当然時間もかかる。
そこで、この発想を変えて、基本的に、原則
的に、申請があれば公務上であるといふふう
に受け付ける。しかし、どうしてもこのケースは違
うといふことがあるのなら、これは使用者側が公務
外であるといふことを証明をすることによつて、
公務上ではないといふことを認定をしていく、こ
ういふ方法に切りかえられないか。私は、この方
が極めて現実的な、迅速な方法だと思ひますが、
いかがでしょうか。

○武政府委員 国家公務員の災害補償制度にお
きましては、民間労働者に適用されます労災保
険制度とや異なるところがございまして、公務災
害が発生した場合には、まず、被災職員またはそ
の遺族等からの申し出を待たずに、各省庁が災害

をみずから探知して、事実関係を速やかに調査し、公務上の災害かどうかの判断を行うという仕組みになっております。したがって、先生御指摘のように、被災職員が公務上であることをみずから証明するとうような、そういう仕組みには少なくともなっておりません。

ただ、災害発生状況の資料収集のために多少のお願いをするという事はあろうかと思いますが、いずれにしても、多大の負担がかかるようなことはないと考えております。

また、各省庁が災害を探知する前に、被災職員等が公務上の災害を受けたと史料して当局側に申し出た場合には、速やかに各省庁が責任を持って調査し認定を行うといった仕組みになっておりますから、いわゆる労災であるような、申請主義に基づき証明を求めるといふような負担はないのではないかと考えております。

また、先生御提案の、職員から申し出があったものは原則として公務上の災害としてはどうかということですが、公務上の災害と認められるためには、公務遂行中に発生したかどうか、あるいは公務に起因したものでどうかについて調査し、確認することが必要であります。しかも、公務上か外かというは大変重要な分かれ目でありまして、申し出があつたものをすべて無条件に公務上の災害とするということとは、なかなかとがたいのではないかとこのように考えております。

ただ、災害認定の迅速化につきましては、人事院では、各実施機関における未処理案件の処理状況を随時把握して、個別に関係機関に指導を行っているほか、認定基準の整備、認定上必要な資料の明示等を行ひまして、またさらに、補償事務担当者といふのをくまなく配置するように仕組みがつくられておりますが、そういった方々の能力向上のための研修会の実施といったようなことについても努力をしております。

補償法では、補償は迅速かつ公正に行われなくてはならぬということを目的で定めておつたかと

思います。そういった補償法の精神に沿って、これからの迅速な事務処理ということに心がけてまいりたいというふうに思っております。

○岡崎(宏)委員 私は公務の現場で長く働いておりまして、公務員が公務災害の申請をするのとそれほど時間がかかるかというのを嫌というほど、これはかかわって知っておりますので、今の答弁は、答弁としては聞きませうけれども、現実とは随分違うということを知っておいていただきたいと思つてます。

作業の現場で事故があつた、このような場合は極めて簡単です。しかし問題は、今ふえてきたと言われる、例えば過労死と言われる部分、業務、公務が起因をする、そのための死かどうか。内疾患になりますと、その判断をつけるのは大変なことになります。それを実際に死亡した者の家族が証明をしていく。同僚の証言をもらつていく、その間の日程がどうであつたか、細かなことまで出していかなければ、最後、ほとんどの場合不服審査になっておられますけれども、それをクリアするのは難しい。何年かかかっているケースがあるわけですから。

基本的には、私は、被災をした者をまず救済をする、この原則に立つべきだ、こういう発想に変わつてよろしいと思つてます。民間の部分では、公務の当事者と違つて勤務表を出すことも拒むようなケースもありまして、私はきょうこれだけでやるつもりはありませんので注文をいいたすけれども、私が提案したことは、これは公平とか公正に欠けるとかいう問題ではなくて、発想を逆転させて、まず根本的にはみんなが災害を起こさない、そういう予防をする。全力でやった上で起きた災害や疾病に関しては、まず救済をする。その立場に立つて迅速に処理をすると思つて、一つの方法ではないか、このように思つてます。これは私はずっと追及をしていきたいと思つてますから、検討をせびしていただきたいと思つてます。

それで、私は、この間の阪神間の地震でそこに

いた者として幾らか質問させていただきたいと思つてます。

当該の自治体の職員が今必死でその復興に携わっているのはもちろんのことですが、全国的にも非常に多くの、自治体の職員も含めまして、公務員が派遣をされてきております。消防、警察あるいは医療の関係、行政職、もうさまさま入ってきているわけですが、おおよそどれくらいの数になりますか。おおよその数だけで結構です。

○高田説明員 答え申し上げます。阪神・淡路大震災に係る人的支援状況ということで、都道府県、市町村から数多くの職員が支援に参つておられるわけですが、現在の手持ちの資料で、三月八日ということでお許しをいただきますと、都道府県職員が延べ約六万人でございます。それから市町村職員が約十万人でございます。これに消防職員の関係が三万人強でございます。以上でございます。

○岡崎(宏)委員 今おっしゃつていただいただけで、大変多くの公務に携わる人たちが作業に当たつておられるわけですが、時間があるわけではございませんのでお答えはまとめて結構ですが、既に派遣をされてきている人たちの中で、過労死と新聞で指摘をされたり、あるいは過労が恐らく引き金であると思われような自殺があつたり、大変な作業の中に置かれておられる。民間での労災もかなりの件数に上つてきています。これは、私たち、その現場におられます者は、一日も早い復旧、復興というものを望みますけれども、これ以上人の犠牲の上に立つ、余りに急がなければならぬ作業というものは望まないと。つまり、本当に多くの死亡者が地震による災害で出ましたけれども、その復興に人が命を落とすようなことだけはしてもらいたくない、こういうような気持ちでいきたいと思います。

アスベストの問題なども出てきておりますけれども、その現場で、事故ということも含め、また空気の汚染による長期の障害も含め、公務にかかわる人がまずその安全を期すことによつて、民間の

人たちにもむちゃくちゃな働き方はさせない、こういう配慮をせびしていただきたいと思つております。そういう、よいことは率先をして、安全面に配慮いただきたいと思つてます。

これはもう一言で結構です。決意だけお聞かせください。

○山口国務大臣 岡崎委員が阪神・淡路大震災に際しまして、現地におられまして非常な御苦勞をいただきましたことに対して、心から敬意を表したいと存じます。村山内閣といたしまして、この阪神・淡路大震災の復興のために、内閣として全力を挙げて御期待にこたえたいと思つておられる次第でございます。

今御指摘のございました点は、災害復旧に従事された方々が災害に遭うとうようなことはなるべくあつてはならないこととさせていただきます。できるだけそのための予防対策に全力を挙げる、御指摘のとおりであらうと存じます。

また、不幸にして災害に遭われた場合、地方自治体からの応援の方々、国家公務員災害補償法ではなくて地方公務員災害補償法の適用の方々が多いのではないかと存じますけれども、先ほど来、国家公務員の災害補償の適用につきましては人事院から答弁ございましたが、地方公務員の方々の場合も同じように迅速に対処をいたいただくように、これは私といたしましても自治大臣等に要請をいたしたいと思つてます。

御指摘されました点は十分踏まえまして、私もとても対応いたしてまいりたいと考えております。

○岡崎(宏)委員 それもぜひお願いしたいのですが、一つ要望したいと思つてます。私はきょうの質問をするに当たつて、地震の復旧、復興作業、人がこれから暮らしていくという意味でいろいろ質問をしたいと思ひまして、幾つかの項目を挙げました。実情の把握も含めてトータルに知りたいたいというふうに、レクチャーを受けたいと思つておりました。

しかし実際には、例えば、私は手をけがをした、

これを治したい。しかし足の方もけがをしている、これを治したい。いや、しかし心の方も傷ついているので、これを何とかしたい。人間はさまざま、今復旧のための手だてが必要で、これが、事行政に対応いたしますときに、人間の体に例えて言えば、手はどこぞ、足はどこぞ、心の方はどこぞ、どこのふうになる。手を外して持つてきてくれたらうちは治してあげられるけれども、足の方はだめだ、これではならないわけです。

少し話が飛ぶようですが、行政改革というものが一方で随分言われている。そのときに、私は今度の震災を通して思いましたのは、行政改革の欠かさざる大きなテーマは、人が住んでいく、人が生きていくというために、現場は、今もおっしゃったように大変な人数が出てきて、大変な作業をしているわけですが、それが結びついていかない、そういう行政の機構があるとしたら、そういう目で点検をしていくことが必要ではないか。その陣頭指揮はぜひ大臣にやっていただきたいと思えます。これは時間のかけんで最後で結構です、お答えをいただきたいと思えます。

一つだけ、労働省に、ちょっと来てもらってまずの確認をしておきたいことがございます。お許しください。

大きな震災の後遺症で、解雇の問題がございませぬ。今大変努力をいただいているわけですが、なお便乗解雇が後を絶ちませぬ。労働省挙げて努力をいただいていることは多しなごらぬ、しかし、一部の監督署などにおいては、いや、地震の場合、即解雇ということもやむを得ないというふうな説明があったり、あるいはもうこれは新聞でも明らかですが、ダイエー、そこにあるいはカネテツデリカフーズというふうな大手企業でも、パートならよろしいというふうな解雇があり、組合の交渉にも誠意がないような状態ですので、労働省、これにどう対応するかということだけひとつお答えをいただいで、あと、申しわけございません、大臣、最後になりましたが、先ほどのお答えをいただければ幸いです。

○長谷川説明員 先生御指摘のとおり、今度の阪神・淡路大震災におきまして、事業場の事業の運営ができない等々で解雇のケースがいろいろ出ております。私どもの労働基準監督機関の方にも、使用者または労働者から、解雇に係る相談が来ておるところでございます。

私も監督機関としましては、労働基準法の定め等について説明を行いますとともに、必要に応じて、職業安定機関で雇用継続のために雇用調整助成金の特例措置といったものをやっておるわけでございます。こういうものを教示する等の対応を行っておるところでございます。

今後とも、個別の事情あるいは現地の事情に十分配慮しつつ、先生の御指摘も踏まえ、適切な対応に努めてまいりたいと思っております。

○山口国務大臣 お答えいたします。

行政改革を今村山内閣として進めておりますが、やはり各省庁だけでずと縦割り行政の弊害というものもございませぬ。したがって、総務庁としましては、総合調整官庁としての立場から、全体的な総合調整という立場での行政改革に対処いたしているつもりでございます。

御指摘のように、行政改革というのは、減らすことだけではないと思うのです。効率的な行政を実現するということはもちろん重要でございませぬ。しかし、時代の要請に従って必要な部署をつくるということも、これまたあつてしかるべきであります。総務庁としましては、例えば機構、定員等の問題は、スクラップ・アンド・ビルド、だから、どんどんふえるというのではまずいわけですから、必要なものはつくりませぬ、ただその場合はできる限りスクラップも考えてくださいという立場で対処をいたしております。

それから、特殊法人の整理合理化に当たりましても、今回の閣議決定におきましては、雇用対策本部を内閣に設置することにいたしました。雇用の問題については「人にやさしい政治」という立場からきちつと対応するということをいたしておるといふこともぜひ御理解をいただきたいと存じます。

○岡崎(宏)委員 ありがとうございます。

○田中委員長 次回は、明十七日金曜日午前九時四十分理事会、午前九時五十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十五分散会

平成七年三月二十四日印刷

平成七年三月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局